

再評価

【ダム事業】

(直轄事業等)

- 足羽川ダム建設事業 1

(補助事業)

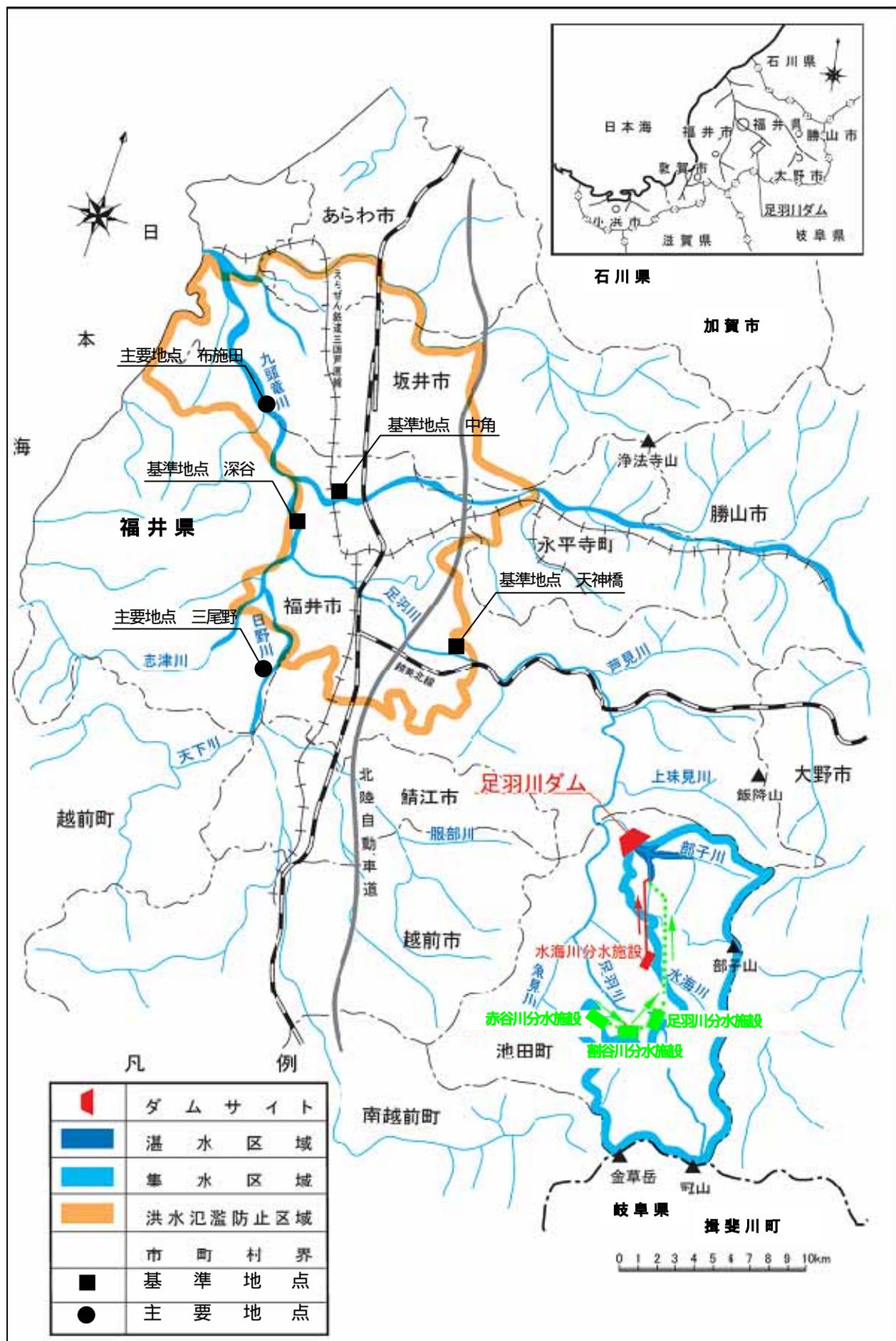
- 黒沢生活貯水池整備事業 4
- 駒沢生活貯水池建設事業 6

事業名 (箇所名)	足羽川ダム建設事業	担当課	水管理・国土保全局 治水課	事業主体	近畿地方整備局					
実施箇所	福井県今立郡池田町									
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業									
事業諸元	重力式コンクリートダム、ダム高 約96m、堤頂長 約460m、貯留容量 28,700千m ³									
事業期間	昭和58年度実施計画調査着手/平成6年度建設事業着手									
総事業費 (億円)	約982	残事業費(億円)	約830							
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年7月の福井豪雨では死者・行方不明者5名、床上浸水3,314戸、床下浸水10,321戸などの甚大な被害が発生しているほか、昭和23、28、34、36、40、50、56年、平成10年などに浸水被害が発生している。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水調節 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目標: 水害等災害による被害の軽減 施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する 									
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数: 221戸 年平均浸水軽減面積: 24ha									
事業全体の投資効率性	基準年度		平成23年度							
	B:総便益(億円)	1,104	C:総費用(億円)	856	B/C	1.3	B-C	248	EIRR(%)	4.8
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	1,100	C:総費用(億円)	615	B/C	1.8				
感度分析	残事業費(+10%~-10%)		残工期(+10%~-10%)		資産(-10%~+10%)		残事業(B/C)		全体事業(B/C)	
	1.6 ~ 2.0		1.7 ~ 1.8		1.6 ~ 2.0		1.2 ~ 2.0		1.2 ~ 1.4	
事業の効果等	・洪水調節: 河川整備計画目標流量(天神橋地点の流量2,400m ³ /s)に対して、600m ³ /sの洪水調節を行う。									
社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況(検証対象ダム事業等の点検)	<p>・九頭竜川流域は、福井、岐阜の両県にまたがり、流域内人口の約4割が集中する福井市を抱え、流域市町村人口の近年10年間の推移では、流域内人口はやや減少傾向にあるが、ほぼ同水準で推移している。</p> <p>昭和58年度 実施計画調査着手 平成6年度 建設事業着手 平成17年度 九頭竜川水系河川整備基本方針策定(平成18年2月) 平成18年度 九頭竜川水系河川整備計画策定(平成19年2月) 平成21年度 新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業に区分</p> <p>現在、調査・地元説明段階であり、平成24年3月末現在で進捗率は約16%(事業費ベース:総事業費約982億円に対して)</p> <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費及び工期の点検については、九頭竜川水系河川整備計画策定時における足羽川ダム建設事業の総事業費等について最新のデータ等で点検を行った結果、平成22年度以降を想定した残事業費は、約841億円であることを確認するとともに、完成までの工期については、工事用道路の工事着手から約13年間が必要であることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 									
事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性	<p>【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <p>・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を立案し、7案の治水対策案を抽出した。</p> <p>(1) ダム案(足羽川ダム)</p> <p>(2) 堤防かさ上げ案(河道の掘削(河床・高水敷掘削)+堤防のかさ上げ)</p> <p>(3) 引提案(河道の掘削(河床・高水敷掘削)+引堤:日野川区間+堤防のかさ上げ:足羽川下流区間)</p> <p>(4) 遊水地案(遊水地(小)+河道の掘削(河床・高水敷掘削)+堤防のかさ上げ)</p> <p>(5) 既設5ダム活用案(ダムの有効活用(ルール見直し:5ダム)+河道の掘削(河床・高水敷掘削)+堤防のかさ上げ)</p> <p>(6) 既設2ダム活用案(ダムの有効活用(ルール見直し:2ダム)+河道の掘削(河床・高水敷掘削)+堤防のかさ上げ)</p> <p>(7) 流域対策案(輪中堤+宅地のかさ上げ+ダムの有効活用(ルール見直し:2ダム)+河道の掘削(高水敷掘削)+堤防のかさ上げ)</p> <p>・7つの評価軸について評価した。</p> <p>・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、ダム案(足羽川ダム)が優位と評価した。</p> <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <p>・目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。</p> <p>(1)洪水調節の目的について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「ダム案(足羽川ダム)」である。</p> <p>(2)足羽川ダムは、洪水調節のみを目的とする洪水調節専用(流水型)ダムであることから、目的別の総合評価結果(洪水調節)を総合的な評価の結果とする。</p> <p>(3)これらを踏まえると、総合的な評価の結果として、最も有利な案は「ダム案(足羽川ダム)」であると評価した。</p>									
対応方針	継続									
対応方針理由	<p>・今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、現計画案(足羽川ダム案)が優位であり、総合的な評価としても現計画案(足羽川ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。</p> <p>※1:「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)</p>									

<p>その他</p>	<p><第三者委員会の意見・反映内容> ・検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、「近畿地方整備局事業評価監視委員会」への意見聴取を行い、対応方針(案)を決定した。</p> <p><福井県の意見> ・「足羽川ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる」とした対応方針(原案)については異存ありません。</p> <p><情報公開、意見聴取等の進め方> ・検討過程において、「足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」等を公開するなど情報公開を行った。 ・パブリックコメント、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長への意見聴取を行った。</p> <p><その他> ・今後の治水のあり方に関する有識者会議のご指摘を踏まえ、「(1) 導水路トンネルの費用算定の考え方」、「(2) 足羽川ダムの堆砂計画のうち、導水を計画している各支川からの土砂流入量算定の考え方」、「(3) 足羽川ダムの洪水調節に関して、河川整備基本方針、河川整備計画に対応した洪水調節」について、改めて近畿地方整備局に確認したところ以下のとおり回答を得ている。 (1)導水路トンネルの費用の算出については、直径10m規模のNATM工法によるトンネルを施工することを想定して、地質調査に基づく概略設計により数量を求め、土木工事積算基準及び平成22年度の単価に基づく積算により算出している。 (2)ダムに流入する土砂の、ダム洪水調節地内における堆積及び洪水後の放流による流下について、100年間分のシミュレーションを行い、足羽川ダムの計画堆砂量を算定している。その際、各支川からの土砂流入量については、ウォッシュロード(粒径の微細な土砂)のみが流入するものとして算定している。 (3)河川整備基本方針に対応する施設が完成した場合について、足羽川ダムの諸元検討に用いた降雨(年超過確率:1/150、降雨波形:10洪水)に対して洪水調節の状況等を計算した結果が足羽川ダム建設事業の検証に係る検討報告書補足資料(以下「補足資料」という。)の表2-1に示されている。また、河川整備計画に対応する施設(足羽川ダムの本体並びに水海川の洪水を導水する分水堰及び導水トンネル)が完成した場合について、平成16年7月実績降雨に対して洪水調節の状況を計算した結果が補足資料の表2-2に示されている。なお、導水する4河川において、河川流量が導水トンネルの導水能力を超える場合においても、導水トンネルへの適切な導水及び下流河川への適切な放流ができるような構造としている。</p> <p><関連資料リンク> ・今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 第24回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 配布資料一覧 http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuiouarikata/dai24kai/index.html</p>
------------	---

※2: 本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

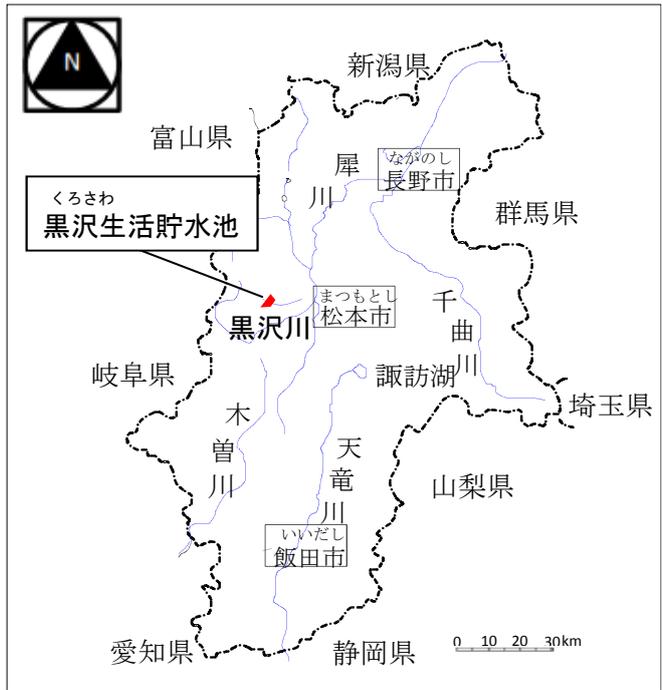
足羽川ダム事業概要図



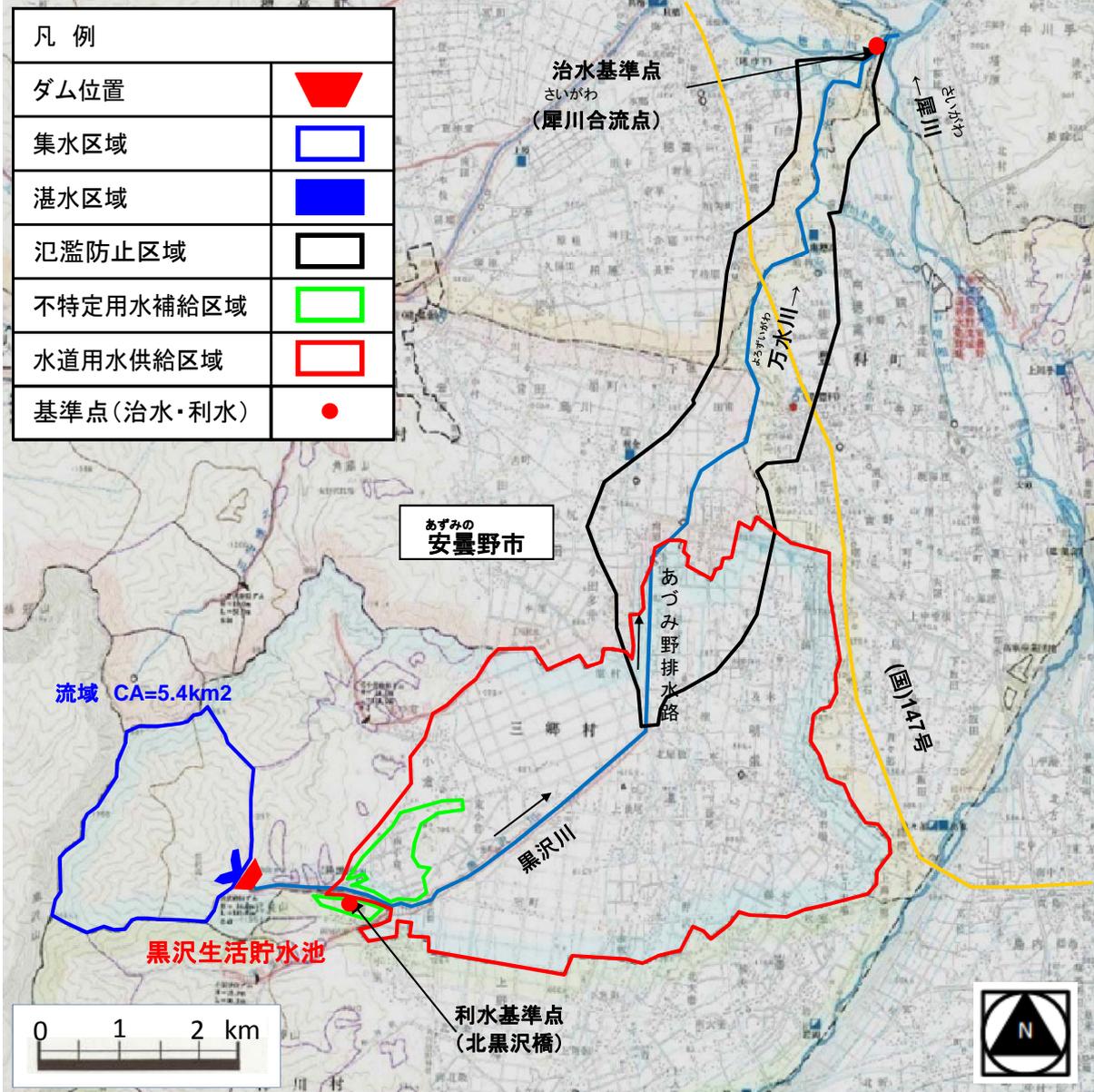
事業名 (箇所名)	黒沢生活貯水池整備事業	担当課	水管理・国土保全局治水課	事業 主体	長野県
実施箇所	長野県安曇野市				
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業				
事業諸元	重力式コンクリートダム、ダム高61.5m、堤体積158千m ³ 、総貯水容量743千m ³				
事業期間	平成3年度建設事業着手				
総事業費 (億円)	約150	残事業費(億円)	約143		
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒沢川等では、近年でも平成11年に被害の大きな洪水が発生している。 主な洪水実績：昭和20.10：家屋流出1戸、破損3戸、床上浸水108戸（万水川） 主な洪水実績：昭和36.6：床上浸水12戸、床下浸水4戸（万水川） 主な洪水実績：昭和36.9：家屋全壊1戸、半壊41戸（万水川） 主な洪水実績：昭和40.5：床上浸水12戸（万水川） 主な洪水実績：昭和58.9：床上浸水1戸、床下浸水12戸（黒沢川） 主な洪水実績：平成11.6：床下浸水16戸（黒沢川） <p>・主な漏水実績</p> <p>漏水実績：かんがい取水を中心に、過去に何度も漏水被害が生じており、特に平成9,11年には取水制限及び利用者間の調整が行われている。</p> <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する 				
便益の主な根拠	—				
事業全体の投資効率性	基準年度	—			
	B:総便益(億円)	—	C:総費用(億円)	—	B/C
				—	B-C
				—	EIRR (%)
				—	—
事業の効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節：ダム地点の計画高水流量50m³/sのうち、36m³/sの洪水調節を行う。 ・流水の正常な機能の維持：黒沢川沿川の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。 ・水道用水：安曇野市に対して新たに1日最大1,000m³の水道用水の取水を可能とする。 				
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年2月に知事が「脱ダム」宣言を発表したことを受けて、平成13年3月に公布された条例に基づき設置された「長野県治水・利水ダム等検討委員会」の答申(ダム事業を中止)を受け、平成15年9月から「黒沢川流域協議会」において、ダムによらない治水・利水対策の検討を行い、平成23年3月に黒沢川流域協議会より長野県に対して「黒沢川流域における総合的な治水及び利水に関する提言書」が提出された。 ・黒沢川では、近年、農業用水必要量は減少傾向。また、ダム計画時より、河川流況が改善している。 ・水道用水の供給地域である安曇野市は、平成17年10月に3町(明科町、豊科町、穂高町)2村(三郷村、掘金村)が合併し安曇野市が誕生した。安曇野市は合併に伴い、5つある上水道事業を1つに統合し、持続可能な水道事業を実現するため、平成21年3月に「安曇野市水道ビジョン」を策定し、「三郷地域の水道水源を黒沢川から地下水に転換」する方針を決定した。 				
事業の進捗状況	<p>平成3年度 建設事業着手</p> <p>平成12年度 「脱ダム」宣言</p> <p>平成15年度 長野県治水・利水ダム等検討委員会が「中止」を答申</p> <p>平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とする事業に選定</p> <p>平成22年度 黒沢川流域協議会が、黒沢川流域における総合的な治水及び利水に関する提言書を提出</p> <p>現在、調査・地元説明段階であり、平成23年3月末現在で進捗率約5%(事業費ベース)</p>				
事業の進捗の見込み	・当面進捗する見込みはない。				
コスト削減や代替案立案等の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム案と他の治水対策案との経済比較の結果、調節池による治水対策案が経済的。 ・流水の正常な機能の維持においては、黒沢生活貯水池によって必要水量を確保する緊急性は低いと判断。 ・安曇野市が、水道ビジョンにより、「三郷地域の水道水源を黒沢川から地下水に転換」の方針を決定。 				
対応方針	中止(平成24年度から補助金交付を中止)				
対応方針理由	<p>今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。</p> <p>※1:「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)</p> <p>※2:社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。</p>				
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証の対象となるダム事業の対応方針について、平成15年9月に設置した流域住民と行政機関からなる「黒沢川流域協議会」で、平成23年1月までに計13回の協議会の開催及び黒沢川流域住民への説明会、学識経験者からの意見聴取を行い対応方針を決定した。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県は、治水対策については、現在策定中の信濃川水系松本圏域河川整備計画(黒沢川)に調節池等を位置づけることとしている。 				

※本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

黒沢生活貯水池整備事業 位置図



凡 例	
ダム位置	
集水区域	
湛水区域	
氾濫防止区域	
不特定用水補給区域	
水道用水供給区域	
基準点 (治水・利水)	



事業名 (箇所名)	駒沢生活貯水池整備事業	担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 森北 佳昭	事業 主体	長野県					
実施箇所	長野県上伊那郡辰野町									
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業									
事業諸元	重力式コンクリートダム、ダム高47.5m、堤体積58.2千m ³ 、総貯水容量540千m ³									
事業期間	平成5年度建設事業着手									
総事業費 (億円)	約60	残事業費(億円)	約56							
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・駒沢川では、近年でも平成11年に被害の大きな洪水が発生している。 主な洪水実績：昭和57.9：床下浸水3戸 主な洪水実績：昭和58.9：床下浸水5戸 ・主な濁水実績 濁水実績：かんがい取水を中心に、過去に何度も濁水となり、特に平成2.6年にはかんがい用のため池が枯渇し、深刻な状態となった。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する 									
便益の主な根拠	—									
事業全体の投資効率性	基準年度	—	C:総費用(億円)	—	B/C	—	B-C	—	EIRR (%)	—
事業の効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節：ダム地点の計画高水流量19m³/sのうち、16m³/sの洪水調節を行う。 ・流水の正常な機能の維持：駒沢川沿川の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。 ・水道用水：辰野町に対して新たに1日最大500m³の水道用水の取水を可能とする。 									
社会経済情勢等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年2月に知事が「脱ダム」宣言を発表したことを受けて、平成13年3月に公布された条例に基づき設置された「長野県治水・利水ダム等検討委員会」の答申(ダム事業を中止)を受け、平成16年3月から「駒沢川流域協議会」において、ダムによらない治水・利水対策の検討を行い、平成23年3月に駒沢川流域協議会より長野県に対して「ダムによらない治水・利水対策を求める提言書」が提出された。 ・駒沢川では、近年、農業用水必要量は減少傾向。また、ダム計画時より、河川流況が改善している。 ・水道用水の供給地域である辰野町より、地下水源の開発により必要水量を確保する意向が示された。 									
事業の進捗状況	<p>平成5年度 建設事業着手</p> <p>平成12年度 「脱ダム」宣言</p> <p>平成15年度 長野県治水・利水ダム等検討委員会が「中止」を答申</p> <p>平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象とする事業に選定</p> <p>平成22年度 駒沢川流域協議会が、「ダムによらない治水・利水対策を求める提言書」を提出</p> <p>現在、調査・地元説明段階であり、平成23年3月末現在で進捗率約6%(事業費ベース)</p>									
事業の進捗の見込み	・当面進捗する見込みはない。									
コスト削減や代替案立案等の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム案と他の治水対策案との経済比較の結果、河川改修による治水対策案が経済的。 ・流水の正常な機能の維持においては、駒沢生活貯水池によって必要水量を確保する緊急性は低いと判断。 ・辰野町が、藤沢地区において新たな地下水源を確保し、駒沢配水池と接続することにより、安定的に供給を目指し、藤沢地区で今後地下水調査(電気探査、試掘調査)を行って必要量を確保する意向が示されている。 									
対応方針	中止(平成24年度から補助金交付を中止)									
対応方針理由	<p>今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。</p> <p>※1:「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)</p> <p>※2:社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。</p>									
その他	<p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証の対象となるダム事業の対応方針について、平成16年3月に設置した流域住民と行政機関からなる「駒沢川流域協議会」で、平成23年3月までに計7回の協議会の開催及び駒沢川流域住民への説明会、学識経験者からの意見聴取を行い対応方針を決定した。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県は、治水対策については、現在策定中の天竜川水系伊那圏域河川整備計画に河川改修を位置づけることとしている。 									

※本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

